

令和6年5月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和6年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和6年5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年5月20日（金） 午前9時35分～午前10時15分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 42人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松 和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |

農地利用最適化推進委員 26人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 20. 新居 勉 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 22. 深井 正隆 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 23. 佐藤 久男 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 15. 田羅間 勲 | 24. 竹林 隆 | |
| 7. 守家 祥司 | 16. 横山 隆一 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 4人

農地利用最適化推進委員 4人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 14. 高木 久義 | 17. 田中 正隆 | 19. 喜來 聖則 |
|----------|-----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 谷本 孝二 |
| 事務局次長 | 大西 良明 |
| 主 査 | 佐々木武志 |
| 主 査 | 中山 弘美 |
| 主 任 | 宮内 隆匡 |

議事日程

農政に関する議題

1. 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況について
2. 令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について
3. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
3. その他

土地に関する議題

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

●事務局長（谷本孝二君）

それでは続きまして、定例総会の方に移らさしていただけたらと思います。本日机の上に置いておりました書類につきましては、定例総会の次第と農政情報と、あと緊急連絡として電話番号が入っているものです。先月お渡ししたのですが一部間違いがありましたので訂正分を置かせていただいております。それでは定例総会進行につきましては、松永会長の方でよろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫）

おつかれで御座います。通常総会終わりました、また改めての例年の例会の定例総会でございます。また議案の審議をよろしくお願いをしたいと思います。本日の出席委員は16人全員でございます、過半数の方が出席しておりますので総会が成立しております。議事録署名委員は、8番 富田委員さん、9番 牛田委員さんをお願いいたします。では最初に農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。農政に関する議題でございます。議題1 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況について、議題2 令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について、議題3 その他、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議題1 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。それでは事前に送付しています資料、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表という資料をお手元にご用意ください。4月の定例総会で、令和6年度の最適化活動の目標設定についてご審議頂きましたが、その中でも説明いたしましたが、令和4年度から毎年、各委員さんが活動目標を設定し、1年後、結果、実績を点検評価するということになっております。ということで5年度の各項目の実績について、簡単に説明をさせていただきます。

す。1 ページ目 I 農業委員会の状況については、ご覧のとおりです。1 ページめくっていただきまして、II 最適化活動の成果目標(1)農地の集積について、①現状及び課題②目標③実績の項目がありますが、今年度の新規集積面積の実績は、8ha となっております。今年度末の集積面積と集積率ですが、821ha で 31.7%となりました。点検結果を見ますと目標をやや下回る結果となりました。下の(2)遊休農地の発生防止解消の項目ですが、①現状及び課題②目標、次のページ③実績の欄をご覧くださいますと、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 4.2ha、目標が 3ha でしたので達成率が 138.6%となっております。④その他では利用状況調査、意向調査の実施状況を記載しております。この項目では目標を上回る結果となりました。(3)新規参入の促進について、①現状及び課題②目標とございまして、次のページになりますが、③実績。この表の中で、(参考)新規参入者の参入状況に関し、令和 5 年度は参入経営体が 5 経営体、取得農地面積が 12.3ha でした。この項目の点検結果としましては、例年並みの実績でありました。2 最適化活動の活動目標(2)活動強化月間の設定の①目標に対しまして、②実績、目標の通り実施できました。次のページ、(3)新規参入相談会への参加というところですが、これにつきましては、①目標に対しまして ②実績なしとなってしまいました。すぐ下の目標の達成状況の標語ですけど、目標に対して期待を上回る結果が得られたとなっております。これは、自動採点されたものですが、やはり遊休農地の解消面積が大きくなったということで、点数を大きく押し上げたためこのような判定をされたようです。推進等の点検、評価結果のところですが、4 段階に分かれておりますが、45 人すべての方が、目標に対して、下回る結果となりました。これは目標活動日数が月に 6 日、年間で 72 日になりますが、皆さんの任期が 7 月からということで、当然ちょっと活動日数が足りませんので、自動評価でこうなっていることをご了承ください。1 ページめくっていただいて最後、III 事務の実施状況につきましては、ご覧の通りとなっております。最後に、A3 の資料ですが、委員さんごとに活動記録を 1 年間、1 年間と言っても 8 月ぐらいからになると思うのですが、記入していただいて提出いただいたものを事務局の方で集計した表となります。先ほど話しました左下の全体としての表、45 人全員目標下回るとなっておりますが、前述の理由で、ご了承ください。また、真ん中の表(2)成果目標の達成状況云々とある表の中の新規集積面積、集積面積、遊休農地の解消面積の実績につきましては、地域の農地面積で案分した数値とさせていただいておりますので、それもご了承ください。点検評価の説明は以上です。ご審議よろしく願います。

●会長(松永哲夫君)

説明終わりましたが、この件につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので異議のないものといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして議題２ 令和７年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見の意見提出について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

こちらも議案と一緒に送付させていただいております。令和７年度農地等の利用の最適化推進に関する改善意見につきまして、もうすでに提出いただいている委員さんもいらっしゃいますが、本日提出できる委員さんは、総会終了後に事務局の方まで提出してください。なお提出期限は、今月末としております。未提出の委員さんは、31日までに、本庁事務局か飯山、綾歌のセンターに提出してください。ご案内しております通り、いただいたご意見につきましては、事務局で集約整理し、6月の定例総会でご審議いただき承認をいただければ、香川県農業会議に提出する予定としております。また、市に対する意見提出につきましては、9月か10月の総会で審議しまして、決定し、市長等に提出する予定としております。なお、いただいたご意見すべてを提案意見に取り上げることはできません。また、これまでもですけれども、提案した意見がすべて改善、政策に結びつくということではないのですが、関係機関への施策への展開でありますとか、来年度の予算に反映するように、引き続き提案のほうをしていきたいと考えておりますので、また提出の方どうぞよろしく願いいたします。改善意見につきましては以上です。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何かこの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

そしたら改善意見につきまして、今月末までまたご提用をお願いいたします。特にご意見もないようですので、異議のないものといたします。その他の議題ございませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。総会の次第の裏面をご覧くださいと思います。前回の農家相談開催結果についてご報告をいたします。飯山市民総合センター開催分は、令和 6 年 7 月 30 日 竹田委員さん、市役所本庁開催分は 5 月 7 日 田中委員さん、綾歌市民総合センター開催分は 5 月 10 日 小松委員さん で午前 9 時から 11 時の間で受け付けを行いました。綾歌市民総合センター受付時に 1 件の相談がございました。内容といたしましては、農地の借り手を探して欲しいということ。作り手がなければ、太陽光の業者を紹介してくれる話もあって、売却することも考えているということと、あと、近隣の農地所有者よりスギナの苦情があって、除草剤のことを教えて欲しいということで相談がありました。回答といたしましては相談があった方につきましては、所有農地のうちに既に貸し付けをしている農地がございまして、現在、借りている方に、他の農地の借り入れについて、できないかということで相談いただけないかということで、利用権設定等の用紙をお渡ししております。あと、除草剤につきましては、当日担当でありました小松委員さんの方から回答をいただいております。次に次回の農家相談会の開催予定についてお知らせをいたします。飯山市民総合センター開催分は、5 月 27 日月曜日 松永会長、市役所本庁開催分は 6 月 5 日水曜日 尾野副会長、綾歌市民総合センター開催分は 6 月 10 日月曜日 竹内副会長の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっております。農家相談の手引きをお持ちの上ご出席をいただけたらと思います。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告につきまして何かご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは続きまして、報告 2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

それでは、こちらもお送りいたしております資料の中で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたします。この指針につきましては、農業委員会法第7条において、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進の方法、目標達成状況の評価の方法についてその指針を定め、公表しなければならないと定められております。本市では、令和5年度末までの指針を策定しておりましたが、この度、令和6年度4月1日から新たに数値目標を設定する必要があり、市農林水産課さんとの協議の上、令和12年度末までの新しい指針をご覧の通り策定しております。時間の関係ですべて説明できませんが、具体的な目標につきましては、ページをめくっていただいて、2ページ、3ページをお開きいただきまして、数字が入っている表が3つほどあると思いますが、そこをちょっとご覧いただきたいんですが、遊休農地の解消目標とか、担い手への農地利用集積目標であるとか、新規参入の促進目標につきまして、令和13年3月を最終目標として、数値目標と合わせて、具体的な推進方法などを記載しております。内容につきましてはまた各自お読みいただき、実践していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、令和7年度から策定が義務づけられております地域計画がスタートします。この指針でも、担い手への利用、集積、集約の項目で、地域計画の策定と見直しについてと、また、指針の4ページの第3で地域計画の目標を達成するための役割という部分で、地域計画について記載をしております。指針は、委員改選がある3年ごとに見直すということとなっておりますけれども、農林水産課さんが作成する地域計画と指針の内容に齟齬が生じた場合は、都度見直しを行って参りたいと思います。また先月、議案審議いただきました令和6年度農地利用の最適化の活動の目標設定等についてというものがあったと思いますが、あれが、単年度ごとの農業委員会の目標設定で、この指針が、6年7年にわたる長期の目標設定というふうなものをご認識いただければと思います。指針については以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいま説明ございましたが、いろいろ一気に読み上げ、大変だと思いますけれども、今年4月1日付で設定いたします指針でございますので、何かご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご質問、ご意見もないようで異議のないものいたします。その他報告事項ありますか。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告を終わりました。続いて土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼をいたします。土地に関する議題でございます。議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について、報告事項といたしまして、報告 12 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します、事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。それでは、議案 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしく申し上げます。議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 5 件です。

1 番 飯野町東分・・・合計面積 1,529.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、麦を作付けする計画が提出されています。

2 番 広島町江の浦・・・合計面積 515.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

3 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 238.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、譲受人の要望により譲受人に贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番 綾歌町富熊・・・合計面積 436.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人に売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜、果樹を作付けする計画が提出されております。

5 番 飯山町川原・・・合計面積 1,646.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

以上 5 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち、農地法第 3 条第 2 項第 1 号譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、すべてを満たすということから、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番の各案件を許可することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請 5 件は、原案の通り許可することに決定いたしました。次に議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。3 ページをお開きください。議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 天満町一丁目・・・合計面積 305.00 m²（内併せ利用地 41.00 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 50 年ごろ造成し、現在まで貸駐車場として利用してきました。今回当該地において農地法の許可申請を行っておらず無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 1 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご意見もないようですので採決いたします。議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番の案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議もないようですので、議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 1 件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することといたします。次に議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願い

します。

●事務局次長（大西良明）

4 ページをお開きください。議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 5 件です。

1 番 天満町一丁目・・・合計面積 305.00 m²（内併せ利用地 264.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 郡家町・・・合計面積 499.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 土器町西五丁目・・・合計面積 777.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、仮設事務所の建築整備等を図るものです。申請地は第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地区分され、令和 8 年 5 月 31 日までの一時転用のため、転用できるものと考えます。

4 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 433.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 10,106.28 m²（内併せ利用地 100.28 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル 67 基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 5 件、申請があった案件につきましては地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防止の措置も適切であるかなど、一般基準など審査基準を満たしていることから問題ないものと考え

えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にないようでございます。議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 5 件は、原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

続いて 6 ページをお開きください。議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。6 ページから 56 ページまで記載しております。なお、62 番が取り下げとなっております。申請件数は合わせて 94 件。筆数が 231 筆、面積で 23 万 1734.22 m²となっております。詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。ただいま説明に対しまして、ご質問、ご異議ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようでありますので、議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について、93 件の各

案件につきましては原案通り処理していくといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 12 号 農地法第 3 条 3 第 1 項の規定による届出についてを事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明）

はい。それでは 57 ページをお開きください。報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。報告は 4 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 371.00 m²【議案読み上げ】、

この案件は、平成 21 年 3 月 3 日、相続により農地を取得したものです。農業委員会によるあっせん希望はございません。

2 番 垂水町・・・合計面積 8,414.00 m²【議案読み上げ】、

この案件は、令和 5 年 9 月 14 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

3 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 6,887.72 m²【議案読み上げ】、

この案件は、令和 5 年 10 月 19 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

4 番 中津町・・・合計面積 5,227.00 m²【議案読み上げ】、

この案件は、令和 6 年 4 月 11 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君） ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんでしょうか。それでは報告事項終わります。以上で 5 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 15 分終了）